

平成26年(ワ)第2734号 損害賠償請求事件
平成27年(ワ)第728号 損害賠償請求事件
平成27年(ワ)第3915号 損害賠償請求事件
原告 原告番号1 外41名
被告 国 外1名

準備書面20

平成29年6月8日付被告国求釈明申立書に対する回答

2017(平成29)年8月16日

福岡地方裁判所第1民事部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 吉村 敏幸

同 宮下 和彦

同 近藤 恭典 外

原告らは、平成 29 年 6 月 8 日付被告国求釈明申立書における被告国の求釈明に対し、以下のとおり回答する。

第 1 回答の内容

1 求釈明事項 1 について

第 2 で後述するとおり、回答の必要を認めない。

2 求釈明事項 2 について

現時点では、第 2 の 1 で後述する結果回避措置に限られる。

3 求釈明事項 3 について

上記 2 で述べたとおりであるため、現時点では回答の必要を認めない。

第 2 求釈明事項 1 についての回答の理由

1 前提 原告らの主張する結果回避措置

原告らが主張する結果回避措置は以下のとおりである（第 6 準備書面第 3 の 3（6 頁以下））。

(1) 炉心損傷（S A）を回避するための対策（冷やす機能の確保）

- ・電源を喪失しないよう電源を多重化、多様化すること（電源を喪失した場合の代替電源の確保を含む）
- ・電源そのものの防護（被水対策、地震対策など）
- ・電源を喪失した場合の冷却機能の確保

(2) S Aを生じた場合でも放射性物質を放出しないための対策（閉じ込める対策）

- ・炉心損傷の進展を防止、水素爆発が生じないようにする対策（冷やす機能の確保、閉じ込める対策）

2 被告国の求釈明とその理由

これに対し、被告国は、上記「それぞれの対策について、本件事故を回避するために、具体的にどのような措置を講じるべきであったと主張するのか、明らかにされたい」と原告らに釈明を求める。

また、その理由として、被告国が結果回避可能性についての主張を今後補充する予定であるところ、結果回避措置の具体的内容如何では主張すべき内容が異なるためである旨述べている。

3 原告らが回答の必要を認めない理由

しかし、上記求釈明に対し、原告らは回答する必要を認めない。その理由は以下のとおりである。

(1) 原告らが結果回避措置を具体化しなければならない理由がないこと

原告らは、被告国の規制権限不行使による国家賠償責任を追及しているところ、なにゆえ原告らが結果回避措置を具体化しなければならないのか、理論的根拠すらなく不明というほかない。

この点、被告国に与えられた規制権限の中で、被告国が具体的な結果回避措置として何を講じるかは、被告国も認めるとおり、まさに行政裁量の問題であって、科学的・専門的知見をもとに被告国が選択するものである。

したがって、本来、原告らが特定すべきなのは、せいぜい被告国が行使すべきであったのに行使を怠った規制権限のみと考えるのがむしろ自然である。

被告国が結果回避可能性についての主張を補充する前提として、結果回避措置について具体化する必要があるというのであれば、被告国において選択して主張すれば足りる。

(2) 本件において結果回避可能性について論じる実益がないこと

そもそも、本件においては、結果回避可能性について論じる実益すらないというべきであって、被告国の述べる釈明を求める理由も極めて不合理というほかない。

すなわち、被告国は、(原告らに結果回避措置を具体化して主張させた上で)、当時、原告らの主張する個々の結果回避措置を講じることは不可能だった、と主張したいと述べている。

しかし、被告国が本件事故やこれによる被害を容易に予見することができたにもかかわらず、これらを回避することができないことが当時の専門的・工学的知見に照らして明らかであったのなら、被告国は、直ちに本件原発の設置許可処分を取り消し、廃炉にすべきだったのである。原告らは、すでに、この点についても被告国による規制権限不行使の一態様として主張している(準備書面1第1の1(2)、3頁以下)。

したがって、本件事故やこれによる被害について結果回避可能性がない場合にも、被告国には上記の規制権限不行使の責任が認められるのであるから、本件訴訟において、被告国との間であっても結果回避可能性について論じる実益はない。

よって、この点について主張したいという理由で被告国が原告らに釈明を求めるのは極めて不合理というほかない。

4 まとめ

以上のとおり、原告らが結果回避措置を特定しなければならない理由はなく、本件訴訟において、被告国との間であっても結果回避可能性について論じる実益はないから、第1の1の求釈明に対しては回答する必要を認めない。

また、裁判所に対しては、上記3で述べた点を踏まえ、被告国の求釈明に応じないよう求める。

第3 求釈明事項2、3についての回答の理由

すでに第6準備書面でも述べたとおり、原告らが主張している結果回避措置は例示に過ぎず、その他の措置を講じる余地があったことを否定するものでは

ない。なぜなら、本件事故の原因や経過については十分に明らかになっていないからである。

この点については、上記第6準備書面を陳述した時点以降も特に本件事故の原因や経過について新たな知見が得られているわけではないから、やはり原告らの主張する結果回避措置は上記のものに限られることになる。

したがって、第1で述べたとおり回答することとした。

以上